

# IT導入補助金2024 対象ツールに FACEDUOが採択!!

## FACE DUO

IT導入  
補助金とは

中小企業・小規模事業者等が  
自社の課題やニーズに合った  
ITツールの導入を支援する補助金

補助  
対象額

対象費用の最大1/2の補助金の支援

- ・月額利用費 60,000円(税別) アカウント追加費用も対象
  - ・アカウント開設 初期費用 50,000円(税別)
- ※通常枠 最大2年間

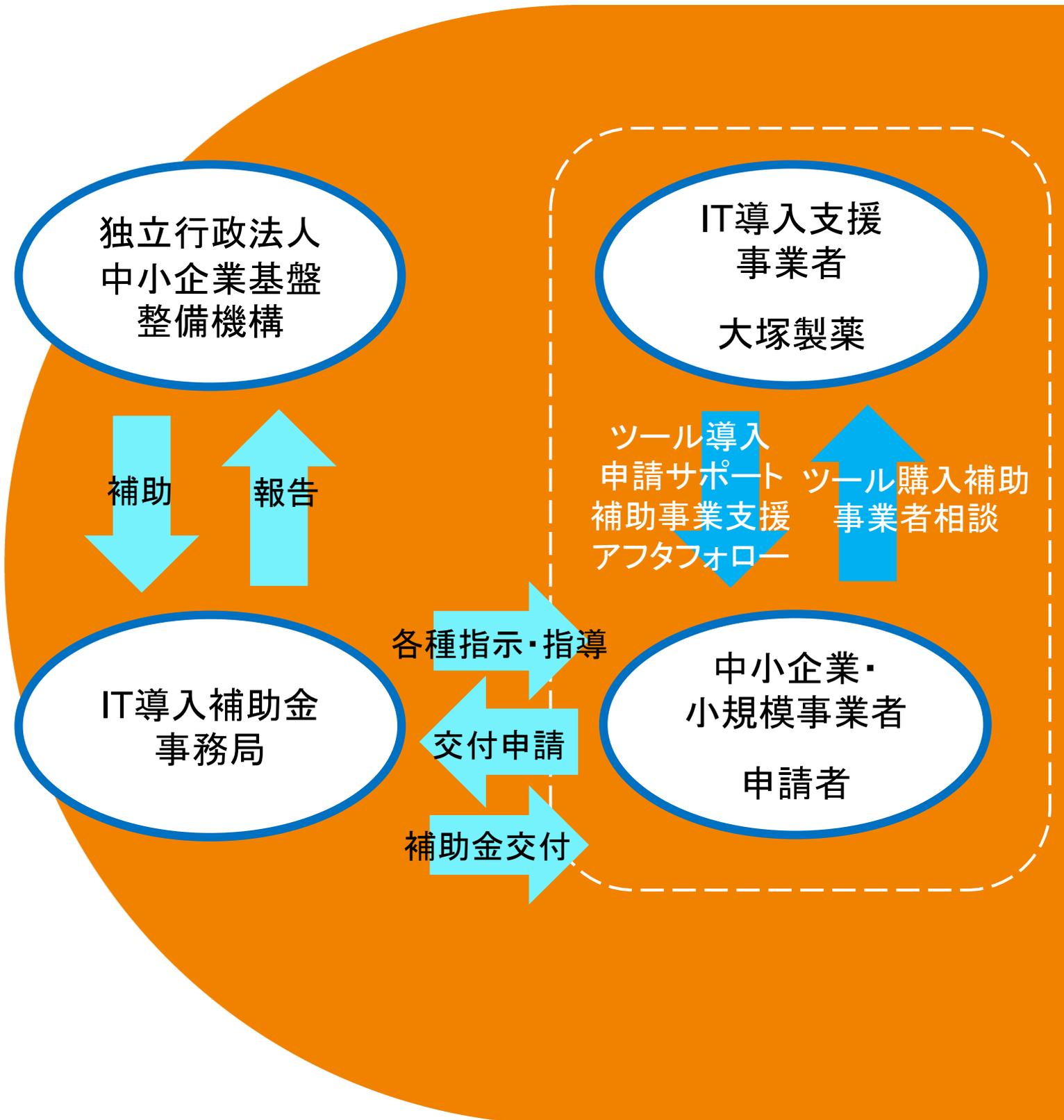


詳しくは下記までお問い合わせ下さい

- IT導入補助金2024 HP(事務局) : <https://it-shien.smrj.go.jp/>
- 大塚製薬株式会社 CNSデジタルソリューション推進PJ  
IT導入補助金お問い合わせ窓口  
MAIL : [cs\\_cns\\_faceduo@otsuka.jp](mailto:cs_cns_faceduo@otsuka.jp)  
(追って、担当者よりご連絡いたします)

※FACEDUOは医療機器ではありません。

# IT導入補助金2024 事業スキーム



事業の目的・スキームに関する詳しい情報は、  
IT導入補助金2024ホームページをご確認ください。

<https://it-shien.smrj.go.jp/>

# IT導入補助金2024 準備事項

IT導入補助金申請のための必要書類を事前に準備します。  
gBiz IDプライムアカウントの取得後、みらデジにおける「みらデジ経営チェック」を実施及び、SECURITY ACTIONの自己宣言の実行が必要になります。



## ■ 必要書類

- 履歴事項全部証明書
- 法人税の納税証明書

## ■ gBiz IDプライムアカウントの取得

IT導入補助金2024の申請手続きは電子申請になるため取得が必要です。gBiz IDプライムアカウントの取得は必要書類の提出後2～3週間を要します。

<https://gbiz-id.go.jp/>

## ■ みらデジにおける「みらデジ経営チェック」を実施

「みらデジ経営チェック」は、gBiz IDプライムを利用し、事業者登録を行った上で、経営チェックを行います。

<https://www.miradigi.go.jp/>

## ■ SECURITY ACTIONの自己宣言の実行

IT導入補助金2024の申請手続きは、SECURITY ACTIONの自己宣言「★一つ星」「★★二つ星」へのID入力が必要です。セキュリティ対策への宣言になりますが、所要時間は要しません。

<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/index.html>

# IT導入補助金2024 申請・交付までの流れ

申請マイページ情報



申請マイページ  
gBiz IDのログイン



交付申請の作成・  
交付申請情報の入力



SMS認証・提出



審査、採択・交付決定



ツールの導入による  
労働生産性の向上  
目標を入力する必要  
があります。



※ 通知の前に、契約・発注・支払いを行ってしまうと補助金の  
交付を受ける事ができなくなりますので御注意ください。

# IT導入補助金2024 対象となる中小企業等の定義

IT導入補助金2024公募要領申請の対象となる事業者及び申請の要件より

## (中小企業等の定義)

業種分類	定義
①製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
②卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
③サービス業(ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く)	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
④小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
⑤ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑦旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
⑧その他業種(上記以外)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑨医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
⑩学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
⑪商工会・都道府県連合会及び商工会議所	常時使用する従業員の数が100人以下の者
⑫中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑬特別の法律によって設立された組合又はその連合会	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑭財団法人(一般・公益)、社団法人(一般・公益)	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑮特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

※「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条に基づく、「予め解雇の予告を必要とする者」を意味する

※ 令和元年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金 交付規定 通常枠 p5、6参照

# IT導入補助金2024 事業実施効果報告

事業終了後、生産性向上に係る数値目標に関する情報(売上、原価、従業員数及び就業時間等)を効果報告期間内に報告します。

年度	事業実施効果報告対象期間	事業実施効果報告期間
1年度目	2025年4月1日～2026年3月31日	2026年4月～2026年7月
2年度目	2026年4月1日～2027年3月31日	2027年4月～2027年7月
3年度目	2027年4月1日～2028年3月31日	2028年4月～2028年7月

## 事業実施効果報告における注意点

### ■ 補助金交付後の辞退について

補助金交付後、以下に該当する場合は辞退の手続きを行う必要があります。

- ・ 本事業において導入したITツールを解約・利用停止した場合(複数のITツールを導入し、そのうちの一部を解約する場合であっても、実施している補助事業の辞退とみなします。)
- ・ 廃業、倒産、事業廃止、事業譲渡、吸収合併等により補助事業を取りやめた場合  
※辞退となる場合、交付規程に基づき、交付された補助金の全部又は一部の返還が必要となる場合があります。なお、返還が必要となる場合、交付規程に基づき、補助金受領の日から返還金納付の日までの日数に応じ、加算金を納付する必要があります。また、納付が遅れた場合には延滞金が発生します。
- ・ 賃上げ目標必須要件の類型に申請した事業者(適用業種を除く)は、効果報告前及び賃上げ目標に定められた要件の達成状況判定前に辞退した場合、賃上げ目標の要件未達成とみなされ補助金の全額返還となります。

### ■ 事業実施効果報告が未報告又は計画未達について

賃上げ目標が必須となる類型において、事業実施効果報告が事業実施効果報告期間内に提出がなかった場合あるいは事業計画が未達の場合、補助金の全部又は一部の返還を求めます。

また、事業実態がない又はITツールが導入されていない等の疑義が生じた場合、事務局から確認の連絡をする場合があります。確認の結果、補助事業が遂行されていない(やむを得ないと事務局が判断した場合を除く)ことが発覚した場合、交付規程に基づき交付決定の取消しや取消しに伴う補助金の返還、あるいは是正措置などの対応がとられる場合があります。

※ IT導入補助金2024 公募要領 通常枠 参照

[https://it-shien.smrj.go.jp/pdf/r5\\_koubo\\_tsujiyo.pdf](https://it-shien.smrj.go.jp/pdf/r5_koubo_tsujiyo.pdf)

交付申請の手引き 参照

[https://it-shien.smrj.go.jp/pdf/r5\\_manual\\_kofu.pdf](https://it-shien.smrj.go.jp/pdf/r5_manual_kofu.pdf)